

2013年（平成25年）12月11日

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会
代表理事 澤田 稔 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5-7-11

兵庫県母子会館2階C

TEL: 078-361-7201

FAX: 078-361-7205

URL: <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕担当: 司法書士 吉江直記

TEL: 078-392-3346

FAX: 078-392-3356

質 問 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者被害防止・救済のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用の差止請求活動を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。

当法人では、現在、中古自動車（以下「中古車」と言います。）販売における契約成立、申込の撤回及び申込金の返還について、調査、検討しています。貴連合会は、中古自動車販売業の健全な発展を図るため、中古自動車の販売を主たる業務とする企業等の連合会です。貴連合会作成の標準契約約款には、下記の条項が存在します。（以下、「本件条項」と言います。）

3. 申込の撤回

注文者は、都合で申込を撤回し、販売者に損害を与えた場合には、通常生じる範囲のものに限り、販売者に賠償するものとします。

本件条項に関しまして、下記の通り、質問がありますので、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

ご回答は、本書面到達後一ヶ月以内に文書にてお願い致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

記

【質問事項1】

本件条項における損害の範囲について、「通常生じる範囲のものに限る」とは、実損に限られるのでしょうか。もしくは、販売者の逸失利益までも含むものなのでしょうか。

なお、貴連合会が加盟する一般社団法人自動車公正取引協議会では、「クルマ購入に関するご相談（Q&A）キャンセル料を請求された（1）」において、「車庫証明等の手続きを進めていた場合には、その費用（実費）を負担すればよい」との見解が示されています。

【質問事項2】

契約は申込みに対して承諾がなされた時点で成立しますが、申込みに対して承諾がなされるまでは、申込者は申込みの撤回を行うことが可能です。注文者が申込みを都合で撤回した場合に注文者が損害賠償責任を負う法的根拠をご説明ください。

【質問事項3】

本件条項は、注文者が「都合で」申込みを撤回した場合に適用される旨が定められています。注文者の「都合」による撤回とは、具体的にはどのような事情に基づく撤回をいうのでしょうか。また、申込みを撤回するに至った事情につき、注文者の故意・過失を要するという趣旨でしょうか。

以 上